

育英奨学事業について

1. 奨学生の資格 県内の高等学校に在学し、4月以降2・3学年に進級する生徒及び高等学校を卒業し、新たに4年制の大学に進学する学生。
2. 募集人員 毎年全応募者の中から大学生及び高校生併せて十数名を目途に採用する。
(選考の次第で採用者は年毎に増減します。)
3. 奨学金の種別 給与(返還不要)
4. 奨学金の額 大学生 月額 30,000円
高校生 月額 20,000円
5. 給付の期間 大学生 最長4年間(医学部等については6年間)
高校生 最長2年間
6. 選考認定基準 学業優秀、品行方正、身体強健でありながら経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学援助を行うことによって社会有用の人材を育成する。
7. 募集方法 埼玉県内全高等学校長に毎年募集要項等を郵送し、応募希望者への周知を行う。
8. 募集終了期間 3月20日(必着)
9. 奨学生の指導 代表理事を交えた交歓会や講師による講演会の開催を計画するとともに、修学報告レポートや学業成績表により勉学の状況をフォローする。
10. その他添付 出願者ご家族の年間所得を確認いたしたく、出願者には当該期間の書類について 所得に関する収入証明書(前年の源泉徴収票又は青色申告書のコピー)を添付して出願して下さい。
11. 願書記入上の注意 「推薦所見」欄は学校側で記入し、「家庭事情等」は出願者本人が記入する。

以上